

智頭町「地域おこし協力隊（文化財活用）」 隊員募集要領

智頭町では、農村の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、地域における活動をとおして地域力の維持及び強化を促進するため、都市地域から智頭町へ転入して地域おこしに取り組む「地域おこし協力隊」の隊員を募集しています。

重要文化財「石谷家住宅」をはじめとした歴史的な町並みの智頭宿、重要文化的景観の「智頭の林業景観」の文化財観光活性化など、智頭町の魅力を地域の方と共に考え、全国に向けて発信していただける人材を求めています。

1 募集人数

1名

2 応募資格

- (1) 年齢が平成31年4月1日現在で20歳以上の男女
- (2) 次に該当しない方
 - ① 成年被後見人及び被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 現在、都市地域等に在住し、採用後、智頭町に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方（※条件不利地域からの異動の場合、制限がかかる場合があります。詳しくは、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参照してください。）
- (4) 普通自動車運転免許を持っていること
- (5) パソコン（ワード、エクセルやインターネットなど）の一般的な操作ができること
- (6) 地域住民として、地域おこしに積極的に取り組める方

3 業務・活動

次のような地域おこし活動に従事していただきます

- (1) 石谷家住宅の活用に資する企画・展示・研究 及び支援業務
- (2) 文化財の保護・活用及び地域文化の振興・啓発業務
- (3) 地域の情報発信活動

4 雇用形態

智頭町の一般職非常勤職員として智頭町長が委嘱します

5 任用期間

令和元年11月1日～ 令和2年3月31日

ただし、最長で令和4年10月31日まで延長の可能性があります

6 賃金等

- (1) 賃金：月額166,000円（社会保険料等の本人負担分が差し引かれます）
- (2) 社会保険等：厚生年金、健康保険、雇用保険

7 住居

住居は、智頭町が用意する住宅に居住していただきます。借上げ料は、町が負担しますが、但し、光熱水費、通信費、燃料費等は負担してください

8 勤務地

鳥取県八頭郡智頭町智頭396

国重要文化財「石谷家住宅」（（一財）因幡街道ふるさと振興財団）

9 勤務日・勤務時間・休日

- (1) 勤務時間
1日7時間45分、週5日勤務を基本としますが、必要に応じて休日等の勤務もあります。その場合は、振り替え休日対応となります
- (2) 休日
原則週休2日。年末年始（12月29日から1月2日）
- (3) 休暇
有給休暇有

10 応募方法・選考方法・結果のお知らせ

- (1) 応募方法
別紙の応募用紙にご記入のうえ、履歴書を添付して締切日までに智頭町教育委員会に郵送
又はお持ちください
- (2) 応募締め切り
令和元年9月30日（月） ※当日消印有効
- (3) 選考方法
書類及び面接による審査を行います（※応募の秘密は守られます。）
 - ①一次審査（書類審査）
「智頭町地域おこし協力隊隊員応募用紙」
「市販の履歴書(JIS 規格形式A4 サイズ)」
 - ②二次審査（面接による審査）
智頭町内を会場に面接による審査を行います
面接予定日は令和元年10月上旬です
※智頭町までの交通費は自己負担となります。
※結果につきましては後日書面にて通知します。

11 お問い合わせ

智頭町教育委員会（担当 池原）

住所 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町智頭2072番地1

TEL 0858-75-3114 FAX 0858-75-0033

Eメール kyouiku@town.chizu.tottori.jp